



発行所 加治木町役場
発行人 緒方明男
編集者 中元邦夫
印刷所 吉屋印刷所

町の台所拝見

昭和三十二年度 財政事情

加治木町の昭和三十二年十月一日から昭和三十三年三月三十一日までの下半期分における財政事情の概略を公表いたします。

町民の皆様には日頃町財政について絶大な御協力を願っておりますが、町財政の事情を更によく認識くださいますと、今後一層の御協力を切に願います。

一、昭和三十二年下半期の財政事情について

昭和三十二年下半期は、たものもあり、結局兩者の差引として、一、五九七千七百七十九円の減に至つたものであります。

Table (別表才1) 昭和32年度一般会計収支実績調 (才入) 昭33-3-31現在. Columns include 科目, 予算, 実績, 増減, etc.

Table (別表才2) 昭和32年度一般会計収支実績調 (才出) 昭33-3-31現在. Columns include 科目, 予算, 実績, 増減, etc.

Table (別表才3) 昭和32年度特別会計収支実績調 (才入) 昭33-3-31現在. Columns include 科目, 予算, 実績, 増減, etc.

Table (別表才4) 昭和32年度特別会計収支実績調 (才出) 昭33-3-31現在. Columns include 科目, 予算, 実績, 増減, etc.

額となつております。さらに、町税においては、固定資産税、七、九八九千円、町民税五、二二一、〇〇〇円、都市計画税五、五五五、〇〇〇円が主な収入となつており、国庫支出金一、三三三、〇〇〇円の内訳として、教育補助七、〇九四、〇〇〇円、失対事業補助二、四〇九、〇〇〇円、地方債としての八、七〇〇、〇〇〇円、公営住宅費一、九〇〇、〇〇〇円、昨年十月に退職せる職員の手当金一、五〇〇、〇〇〇円、電門債二、五〇〇、〇〇〇円、

二、町民負担の状況について
町民の皆様は、町税の負担に直接負担して戴いておられる、町税の収入状況は、別表才五の通りであつて、三月三十一日現在において三五八、九三三、八八八円、納税超過額二、六九二、二〇〇円を合計しますと三八、五〇〇、〇〇〇円、電門小学校の学校整備費三、三〇〇、〇〇〇円、住宅債一、七〇〇、〇〇〇円、道路改良債一、〇〇〇、〇〇〇円、

三、起債について
町債の本年度借入額は、八、七〇〇、〇〇〇円、これは殆んど下半期に借入したものであります。これは退職手当債二、五〇〇、〇〇〇円、電門小学校の学校整備費三、三〇〇、〇〇〇円、住宅債一、七〇〇、〇〇〇円、道路改良債一、〇〇〇、〇〇〇円、

四、町有財産について
町有基本財産及び出資金、積立金の状況は別表才七のとおりであります。以上昭和三十二年下半期の町財政の概要について、説明いたしました。町行政の基盤となるものは、才入即ち金であります。

二戸一枚配付
早目に回覧下さい
加治木町の人口
(6月1日現在)
人口 20,321人

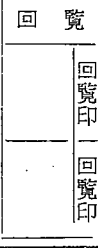
Table showing birth and death statistics for May.

右本期中に於ける才出の主なもの、別表才二、特別会計の追加割増に伴い、町税の予算一、〇〇〇、〇〇〇円を更正減した結果ではあります。また、町民の御協力の賜であること、深く信ずるものであります。

五、むすび
以上昭和三十二年下半期の町財政の概要について、説明いたしました。町行政の基盤となるものは、才入即ち金であります。

衆議院議員の総選挙は去る五月二十二日町内八ヶ所の投票所で行はれた。その結果は、

自衛官募集中
現在、自衛官を次の要領で募集中です。



アユ解禁についてお願い

網掛川漁業協同組合（会長中摩堅助）では、よりよい組合の発展を図るため、その策として漁族の増殖を計画し、目下稚アユ、稚ウナギを放流しています。既にアユは六月一日（辺川六月十五日）に解禁されましたが、カスミ網の使用については、九月一日からといふことになりました。

今年も稚アユを去る四月中旬辺川橋附近に二万尾、稚ウナギを五月二十九日に小田川下流と、辺川橋附近に八キロ（二）放流し、採捕者の食膳をうるはず時期が参りますが、魚を捕りたい方は次の点を守って下さい

メートル法完全実施は昭和三十四年一月一日から

売る方も買う方も早くメートル法に

メートル法については前号町政よりお知らせしましたが、早急には、昭和三十四年一月一日から取引及び証明上使用する計量単位は、すべてメートル法一本に統一されること、皆さん御承知のことであり、梅トル法以外の単位は、相違ないが、メートル法から一日でも早く、メートル法に統一して頂きたい。切替の容易な部門から漸次移行することが必要だと思ひます。

④ 一般 100円（小学生以上100円、小学生生五〇円）

四、川に毒物を流してはいけません。

① カスミ網 五〇〇円
② 投網 三〇〇円
③ サデ 二〇〇円

切替の容易な部門から漸次移行することが必要だと思ひます。新聞やラジオ等で御承知のとおり、本県も着々切替えを行つていまして、現在メートル法を使用している市町村も相当数あります。本町でも蒲生田通りの森園商店は、一月一日から率先してメートル法を採用し、これを実行され、メートル法の普及促進優良店として六月七日の計量記念日に、県メートル法実行期成委員会から表彰されました。これらの人を遅れないよう、売る人も、買う人も全町民が一致協力して一日でも早く、メートル法を使用しましょう。

換算法

単位	メートル法	旧単位	換算率	
長	1センチメートル	3分3厘	0.39370吋	
	1メートル	3尺3寸	3.2809呎	
	1キロメートル	9町10間	0.62137哩	
	1センチ	3.0303cm	1.1930吋	
	1尺	0.30303m	0.9942呎	
	1間	1.8182m	1.9884碼	
	1町	0.10909km	5.4237チェーン	
	1里	3.9272km	2.4403哩	
	さ	1インチ	0.8382寸	2.5400cm
		1フート	1.0058尺	0.30480m
		1ヤード	3.0175尺	0.91440m
		1チェーン	11.0643間	20.1168m
1マイル		14.751町	1.6093km	
重		1グラム	0.26667匁	15.432グリーン
		1キログラム	0.26667貫	2.2046ポンド
		1ト	266.67貫	0.98420英トン
		100匁	3.75g	0.13228オンス
		100匁	375g	0.82673ポンド
		100匁	3.75kg	8.2673ポンド
積		1リットル	0.55435升	0.21995英ガロン
	1合	180.3cc	0.26417米ガロン	
	1升	1.8039 I	6.3482液オンス	
	1石	180.39 I	0.31741パイント	
	1液オンス	0.15747合	0.39676英ガロン	
	1パイント	3.1482合	0.4765米ガロン	

監査随想

監査委員 横山 清

監査といえれば如何にも堅苦しい、こわいものに見えるが、違法行為の取り扱いは、不正なことをしてない者には平気な態度である、元米町の執行部の仕事については町長の監督指導の責任があつて、町長自身がいつも監査せねばならぬ立場にある。其の証拠には、町村に監査委員制度を設ける設けないは其の町村の勝手であつて、現に鹿野内八十七町村の内、町村もない町村が二十町村もある。然し、監査委員制度を設けると町長も議員も楽な気持ちで仕事をする、即ち監査委員が何をこわいものでもない、仕事を真面目に進めるための一つの機関であるといふことが、だん／＼認識されて来たので、各町村共この制度を採用するに躊躇せずむしろ最近急激に増加する傾向にある。

そこで、今度は監査委員の任務が重大になつて来て、法や予算の研究を怠らせず、時代の推移をよこ／＼観察せねばならぬ。法にはむづかしいことがあつても、要は監査委員は、町村の不正違法を発くのみが能くはな

適用事業報告書を早く提出して下さい

農工会事務局

こんな事例は数限りなくあるが、幸に当局では未だ一回も、將にやん／＼とお膳立てして受けていたと云ふから判明する筈がない、迷惑するの一般住民で、監査委員も余程勉強して、用心してかゝらぬと、こんな非難を甘んじて受けかねない。B村は予算にならぬ減収に陥ることになり、町内ではやん／＼と、監査委員で困つたものがある。又たこれと反対に、町長がワンマンであつたが、町長の助役に収入役も、悪いこと／＼知りながら町長の命に従つて帳面上は何んともないように糊塗して、監査委員がこれを見出さなかつた事象が起きたことがある、最近新聞紙上を賑はした町も、町長の如きは法で定められた定期な監査を受けず（しなかつた監査委員も悪いが）年に何回か、

農繁期に多い犯罪

民警一致協力して

この度当局におきましては、農繁期に際し空巣、忍び等、盗犯、押売、ゆすり、或は物貨い等の犯罪を防止して農村の平和を守るため農繁期防犯運動を積極的に推進することになりました。町民の皆さん、この主旨を御了承の上次に御協力ください。

① 盗難予防

家はできるだけ留守番を置いて下さい。（近所隣りで話し合つて数軒で一人でも）
どうしても留守番を置けない場合は必ず戸締をしつかりして近隣で働く人に頼んでおきましょう。

留守をするときは必ず貴重品は外から見えない場所に仕立ておきましょう。

留守するときは鍵を抽出しには必ず施錠しておきましょう。

現金、貯金通帳、腕時計、懐中時計、指環等高価な物は必ず鍵の設備あるところに仕立ておきましょう。

自転車は必ず鍵をかけ目のどくところに、又留守をする場合は戸締りある屋内に格納しおきましょう。

寝る前は二重、三重に完全に戸締りをして下さい。

眠りが入つたときの連絡方法を隣近所で申合せて置きましょう。

② 押売防止

押売は最初から「買わない」「いらぬ」とはつきり断つて下さい。押売が来たらなるべく一人で相手にならないで近隣の人に連絡しましょう。断つても強要する場合は駐在所、派出所又は本署に場所行先を急報して下さい。

物乞い、祈禱師等は時々不在を狙つて物盗りに変わる者もいるので御注意下さい。

押売は時季を失しないようその人の服装、年令、人相、特徴、押売の品名、日時、場所、行先方面等、速に警察にお届け下さい。

③ 火災予防

火の仕末を完全にいたしましたし、寝る前には必ず火の用心く寝る前、出る前、火の仕末を呉々もお願ひします。隣家は一定の場所の子供がとどかないところにしつかり仕末して下さい。

④ 水難や農薬による事故を防ぎましょう

特に六月から八月にかけて子供さんの水難事故や農薬による事故が発生しています。子供さんの水泳やびん類の遊びには充分注意して下さい。

農薬の空瓶及残余の物は必ず安全な方法で地下深く埋めるか、或は使用不能の状態に処理して下さい。

農薬を撒いた田圃には赤標識を確実に立てて下さい。

用水池、河川、貯水池の事故の発生するおそれのある箇所には柵をしたり、警戒標識の設置を致しましょう。

幼児を水難事故、農薬事故から守りましょう。

⑤ 事件事故の発生した場合

怪しい人が部落に這入つて来たら服装、人相、特徴、年令、言葉等に注意し、行先を見定めてから急速に最寄の駐在所、派出所にお届け下さい。

被害にかゝつたり、事故があつたら現場はその儘にして一刻も早く警察にお届け下さい。

被害の多少に拘らず、すぐ警察へお届け下さい。

泥坊、押売り、暴行、傷害等の現行犯は皆様が直接逮捕が出来ます。逮捕しただす警察官に引渡して下さい。

